

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2474, 2498)

平成28年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果
中間報告

平成28年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

平成28年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、平成28年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、平成28年4月から9月の間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



2. 平成28年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいいます。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方としています。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成28年度計画：171食品群、約9万6千件）
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない（法第26条）。

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せずに特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定（法第8条及び第17条）

④ 輸出国における安全対策の推進

- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する日本国の食品安全規制の周知
- 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産段階における安全管理、監視体制の強化、輸出前検査等による安全対策の推進
- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による輸出国の衛生対策の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な安全管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

3. 平成 28 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

平成 28 年 4 月から 9 月までの輸入届出の件数は 1,161,978 件【1,134,155 件】、重量は 11,874 千トン【11,416 千トン】であった(表 1)。

これに対し、98,172 件(モニタリング検査 29,387 件、検査命令 27,641 件、自主検査 45,285 件等の合計から重複を除いた数値)【101,922 件(モニタリング検査 28,539 件、検査命令 31,764 件、自主検査 47,067 件等の合計から重複を除いた数値)】の検査を実施し、358 件【431 件】に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた。

条文別の違反件数は、法第 11 条違反(食品の規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)が 224 件と最も多く、次いで法第 6 条違反(アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等)が 89 件、法第 18 条違反(器具又は容器包装の規格)が 38 件、法第 10 条違反(指定外添加物の使用)が 12 件、法第 9 条違反(食肉の衛生証明書の不添付)が 3 件、法第 62 条違反(おもちゃの規格)が 2 件であった(表 2)。

モニタリング検査は、29,387 件(計画件数延べ 95,929 件に対し 58,416 件(実施率：約 61%)を実施し、このうち 72 件(延べ 76 件)に法違反が確認され、回収等の措置を講じた(表 3)。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等については、違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を 30%とし(表 4)、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、検査命令の対象とし、監視体制の強化を図った(表 5)。

検査命令は、平成 28 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 34 カ国・1 地域の 72 品目を対象としており、27,641 件(延べ 41,742 件)を実施し、このうち 111 件(延べ同件数)に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表 6)。

海外情報等に基づく緊急対応として、リステリア・モノサイトゲネスに汚染されている可能性のある米国産の冷凍野菜及び冷凍果実について積戻し等を行うよう措置を講じた(表 7)。

【 】内は昨年度同期の数値

表 1 輸入届出・検査・違反状況(平成 28 年4月～9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,161,978	11,874	98,172 (27,641) ^{※4}	8.4	358	0.03
(前年度実績) 1,134,155	11,416	101,922	9.0	431	0.04

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

表2 条文別違反状況(平成28年4月～9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	89	24.2	アーモンド、香辛料、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、シアン化合物の検出、大麦、コーヒー豆、米、小麦、大豆の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、キムチの腸管出血性大腸菌O103の検出等
第9条 (病肉等の 販売等の禁止)	3	0.8	衛生証明書の不添付又は不備
第10条 (添加物等の 販売等の制限)	12	3.3	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、一酸化炭素、サイクラミン酸、ナトリウムエトキシド、ヨウ素酸カリウム)の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	224	60.9	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(スクラロース、ソルビン酸、二酸化硫黄)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査の遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	38	10.3	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への 準用規定)	2	0.5	おもちゃの規格違反
合計	368(延数) ^{※1} 358(実数) ^{※2}		

※1 違反となった検査項目の件数

※2 違反となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成 28 年4月~9月:速報値)

食品群	検査項目 ^{※1}	項目別件数 ^{※2}	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,879	1,054	1
	残留農薬	1,191	974	0
	添加物	118	65	0
	病原微生物	657	340	0
	成分規格等	415	260	0
	放射線照射	29	18	0
	SRM除去	-	1,102	3
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、 冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,182	1,354	0
	残留農薬	1,697	1,139	0
	添加物	1,247	820	0
	病原微生物	3,584	2,231	0
	成分規格等	1,937	1,224	2
	カビ毒	-	3	0
	遺伝子組換え食品	-	2	2
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,572	1,407	1
	残留農薬	1,134	1,080	0
	添加物	297	166	0
	病原微生物	1,074	792	0
	成分規格等	354	265	0
	放射線照射	34	21	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品 (水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,234	3,033	3
	残留農薬	4,111	3,012	0
	添加物	1,894	1,424	0
	病原微生物	4,661	3,176	1
	成分規格等	4,930	2,734	20
	放射線照射	-	3	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,559	1,975	0
	残留農薬	9,190	5,507	15
	添加物	474	384	0
	病原微生物	1,495	997	0
	成分規格等	355	250	0
	カビ毒	2,273	1,279	0
	遺伝子組換え食品	469	241	0
	放射線照射	119	111	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	440	0
	残留農薬	6,800	4,781	5
	添加物	4,551	3,425	1
	病原微生物	956	914	1
	成分規格等	2,648	1,844	4
	カビ毒	2,774	1,759	0
	遺伝子組換え食品	252	185	0
	放射線照射	424	285	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	1,074	716	0
	添加物	3,344	1,981	1
	病原微生物	-	1	0
	成分規格等	598	319	4
	カビ毒	955	639	0
	遺伝子組換え食品	-	2	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	130	0
	添加物	1,075	743	0
	成分規格等	657	404	1
	カビ毒	178	94	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,309	11
合計(延数)		95,929 ^{※3}	58,416 実施率約61%	76

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145 及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

※3 各食品群の項目別件数に検査強化食品分として計画した 10,000 件を加算した件数

表4 モニタリング検査強化品目※¹(平成 28 年4月～9月※²)

対象国・地域	対象品目	検査項目
インド	カルダモンの未成熟果実	トリアゾホス
	クミンの種子	イプロベンホス
	ひよこ豆	アフラトキシン
	フェンネルの種子	イプロベンホス プロフェノホス
中国	さといも	クロルピリホス
	ハスの種子	アフラトキシン
	養殖えび	マラカイトグリーン
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸
タイ	赤とうがらし	プロピコナゾール
	生食用えび	腸炎ビブリオ最確数※ ³
	生食用ゆでがに	腸炎ビブリオ※ ³
ベトナム	えび	クロラムフェニコール
	養殖えび	スルファジアジン
		スルファメトキサゾール
フィリピン	生食用ウニ	腸炎ビブリオ最確数※ ³
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ※ ³
エクアドル	カカオ豆	マラチオン
韓国	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ最確数※ ⁴
スペイン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
フランス	ハト肉	オキシテトラサイクリン
米国	とうもろこし(爆裂種に限る。)	ピリミホスメチル

※¹ 検査命令を解除した品目を含む。なお、検査強化後 60 件もしくは1年の間に同一の違反事例が無い場合通常の監視体制とした。

※² 表5に含まれる品目を除く。

※³ 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 28 年6月～10 月)

※⁴ 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 28 年6月～10 月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成 28 年4月~9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
韓国	キムチ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O103
	まくわうり	クロルフェナピル
エジプト	キンセンカ	クロルピリホス
スペイン	うるち米	テブコナゾール
タイ	ゆでがに(製造者限定)	腸炎ビブリオ
中国	クミンの種子	プロフェノホス
チリ	キウイー	フェンヘキサミド
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
米国	セロリ	ビフェントリン
ペルー	カカオ豆	2,4-D

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成28年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象品目	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	アーモンド、チリペッパー、 落花生等	アフラトキシン	5,588	53
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	277	2
	すじこ	亜硝酸根	225	0
中国 (16品目)	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほう れんそう等)、レイシ、あさり、は まぐり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、 ジフェノコナゾール、ジフルベンズロン、 チアメトキサム、ディルドリン(アルドリン を含む。)、プロメトリン等)	10,628	9
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	4,024	0
	加工食品	サイクラミン酸	333	0
	うなぎ、スッポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、オキシリニック酸、スルファジミジ ン)	138	0
	ハスの種子	アフラトキシン	2	0
韓国 (13品目)	トマト、パプリカ、ミニトマト	クロルピリホス、フルキンコナゾール	62	0
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	60	0
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイク リン	4	0
タイ (10品目)	おくら、グリーンアスパラガス、ド リアン、バナナ、マンゴー、マン ゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペ ルメトリン、プロピコナゾール、メタラキシ ル及びメフェノキサム	1,351	0
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	10	0
イタリア (7品目)	アーモンド、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	150	0
	米	ピリミホスメチル	18	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	16	1
インド (7品目)	養殖えび	フラゾリドン	898	1
	クミンの種子、紅茶、とうがらし、 ひよこ豆	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホ ス、ヘキサコナゾール	96	3
	ケツメイシ、フェネグリーク	アフラトキシン	92	3
米国 (7品目)	とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1,594	3
	セロリ	ビフェントリン	90	1
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	5	0
その他(28カ国・1地域、総36品目)			16,081	35
合 計(延数)			41,742	111

表7 海外情報に基づき行った主な監視強化(平成 28 年4月～9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
5月	米国	冷凍野菜及び冷凍果実 (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	米国において、リステリア・モノサイトゲネスに汚染されている可能性があるとして製造者が冷凍野菜及び冷凍果実の自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。

(参考)主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される。)
遺伝子組換え技術	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イマザリル	農薬(イミダゾール系殺菌剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシロニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属の真菌によって産生される。)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される。)
ピフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンヘキサミド	農薬(ヒドロキシアニリド系殺菌剤)

用語	説明
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(植物成長調整剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)